

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月6日（金） 13時30分～14時35分
2. 開催方法 参集及びWeb会議方式によるハイブリッド開催
3. 出席者 理事 13名（代理出席を含む）、委任状の提出2名  
事務局 7名 他管理職等 8名
4. 付議事項

【議決事項】

(1) 令和7年度分

議第44号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

(2) 令和8年度分

議第1号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第2号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第3号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第4号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

議第5号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算

議第6号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算

議第7号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第8号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

議第9号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第10号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

- 議第11号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- 議第12号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算
- 議第13号 京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正
- 議第14号 京都府国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正
- 議第15号 京都府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定
- 議第16号 京都府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正
- 議第17号 京都府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規程の一部改正
- 議第18号 京都府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正
- 議第19号 京都府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正
- 議第20号 京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正
- 議第21号 京都府国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正
- 議第22号 京都府国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の一部改正
- 議第23号 京都府国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部改正
- 議第24号 京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事務共同処理業務規則の一部改正
- 議第25号 京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正
- 議第26号 京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程の一部改正
- 議第27号 京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正
- 議第28号 京都府国民健康保険団体連合会理事長表彰の選考決定
- 議第29号 京都府国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意
- 議第30号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

#### 【その他】

- 令和7年度第1回外部監査結果報告について
- 国保総合システムの今後の開発について

## 5. 議事内容

(理事長挨拶)

私、1月末に退任されました山崎善也理事長の後任として、理事の皆様のご賛同を得て、この2月から理事長を仰せつかっております宮津市長の城崎でございます。本日、国保連合会理事会の開催をご案内申し上げましたところ、理事の皆様には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の理事会につきましては、議決事項として、令和7年度分の補正予算が1件、令和8年度分の事業計画や一般会計歳入歳出予算など30件につきましてご審議をお願いしております。

また、令和8年度事業計画における主な取組や予算の編成の基となる令和8年度における財政運営上の課題と手数料等の改定につきまして、昨年12月8日の総務委員会におきましてご審議をいただいておりますので、審議状況につきまして、委員長報告を聴取することとしております。

そのほか、外部監査結果報告などにつきまして、事務局から説明がございます。議決事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようにどうかお願いを申し上げます。

(議長)

はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長が指名してよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議長)

ご異議がないようですので、亀岡市の桂川市長さん、八幡市の川田市長さんをお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。議決事項の令和7年度分、議第44号「令和7年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部企画担当部長)

議第44号 令和7年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

議案書の1頁をお開き願います。7年度補正予算について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。9頁をお開きいただき、参考として添付している「令和7年度 国保連合会補正予算の概要」を用いて、説明させていただきます。本年度予算 7,764 万 7 千円は、職員退職手当金 1,001 万 5 千円、職員退職積立金 6,763 万 2 千円としていましたが、7年度に退職者5名が生じるため、退職手当金が不足することから、5,616 万 8 千円を、退職給付引当資産積立金繰入金を財源として補正するものでございます。補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第44号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第44号につきましては次の総会に付議をいたします。

次に、令和8年度分の議決事項に移りますが、令和8年度事業計画と予算の審議に入ります前に、令和8年度事業計画におけます主な取組や予算の編成の基となります令和8年度における財政運営上の課題と手数料等の改定につきまして、総務委員会での審議状況を委員長からご報告をいただきます。委員長よろしくお願いをいたします。

(総務委員長：久御山町 信貴町長 代読：西野 民生部長)

それでは代読させていただきます。

総務委員会委員長を仰せつかっております久御山町長の信貴でございます。昨年12月8日に開催されました総務委員会の協議状況をご報告申し上げます。総務委員会は、京都府国民健康保険団体連合会専門委員会規程に基づき、理事会の下に設置されている委員会で、事業計画及び予算に関する事項等を協議する役割を担っております。

昨年の委員会では、令和8年度の事業計画の策定と予算の編成の作業が本格化するに当たり、事業計画における主な取組や財政運営上の課題と手数料等の改定について、また、国民健康保険診療報酬審査委員会等の報酬改定について、協議いたしました。

協議内容についてでございます。まず、令和8年度事業計画における主な取組につきまし

ては、審査支払システムについて、厚生労働省などが取りまとめた「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき、保守運用費の低減を図りつつ、審査領域の共同利用に向けた開発に取り組むとの説明がありました。あわせて、予防接種事務や母子保健事務のデジタル化の取組や保険者などが行う保健事業への支援の推進などが報告されました。

また、国保総合システムをはじめとした全国標準システムや連動する複数の独自システムを運用管理することについて、IT の統制を行うとともに、独自システム更改にあたり、経費削減に努めることやシステムの最適化に取り組むとの説明がありました。

次に、財政運営上の課題と手数料等の改定につきましては、財政運営上の課題として、介護保険や障害者総合支援法等に係る業務の手数料収入は、今後も増収が見込まれる一方、被保険者数が減少する国保業務の手数料収入は減少することや、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が完了した後期高齢者医療業務の手数料の伸びは鈍化するなど、業務によって収入の動向が異なる中、システムの更改財源をはじめ、各業務に必要な財源を的確に確保するためには、中期的な視点に立って財政を運営することが重要との考えのもと、3年間の収支見通しを作成し、順次手数料の見直しを進めているとのことでありました。この収支見通しの結果、8年度において、国保及び後期高齢者医療業務に係る手数料等について、対象業務ごとに引下げ又は引上げの改定を行うとの説明がありました。

なお、これらの手数料等の改定については、保険者等に説明を行い、一定の理解を得ているとのことでありました。

次に、国保診療報酬審査委員会等の報酬改定につきましては、平成16年4月に現行の報酬額に改定した以降、報酬額を据え置いてきたところ、昨今の京都府人事委員会勧告の状況を踏まえ、令和8年4月から診療報酬審査委員会及び柔道整復療養費審査委員会の基本報酬額を引上げる改定を行うとの説明がありました。

総務委員会といたしましては、いずれの案件につきましても、原案のとおり了承し、令和8年度の事業計画の策定と予算の編成等について、内容を精査して進めるよう求めたところでございます。以上をもちまして、総務委員会の報告といたします。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の委員長報告につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようでございますので、審議に入ります。まず、議第1号「令和8年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局からの説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第1号令和8年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。

議案書の 11 頁をお開き願います。8 年度本会事業計画について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。1 枚おめくりいただき、はじめに、令和 8 年度事業運営に当たっての基本的考え方でございます。

一つ目のマルのとおり、国民健康保険の保険者の共同体として設立された本会は、その後、後期高齢者医療や介護保険等に係る審査支払業務、特定健康診査等に関する事業等を実施しています。

二つ目と、三つ目のマルに参りまして、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては、中長期的に持続可能な経済社会の実現を目指し、社会の構造変化に堪え得る社会保障制度を構築するとされ、全世代型社会保障改革が進められており、とりわけ国保連合会の事業運営に大きな影響を及ぼす医療・介護・こども DX については、医療 DX の基盤であるマイナ保険証の円滑な利用を促進しつつ、全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大等を進めるとともに、介護情報基盤の整備、診療報酬改定 DX、調剤薬局が有する情報の標準化や子育て世代の使いやすさに配慮し、保育や母子保健等のこども政策の DX 等を推進するとされています。

四つ目のマルですが、本会においては、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の審査水準の一層の向上に努めるほか、稼働する介護情報基盤や予防接種事務のデジタル化の環境整備に加えて、母子保健 DX の一環としての母子保健に係る費用の請求支払システムの構築など、国や地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請にも対応して参ります。

五つ目と六つ目のマルですが、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査支払システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステムを開発するに当たっては、医療機関ごとの傾向審査を重視する国保連合会の特性を反映させるとともに、システム保守運用費の低減や、保険者サービスレベルの維持・向上が確保できるよう、引き続き、協議・検討を進めます。

さらに、保健事業の取組では、国保データベースシステムを活用した健康・医療データの分析機関として、市町村等が進める医療費適正化の取組を支援して参ります。

最後に、行政のデジタル化などやデータヘルス改革が推進されることを受けて、国保連合会の果たすべき役割がより一層重要となることから、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

引き続きまして、8 年度事業計画における主な取組でございます。

まず、(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組でございます。審査支払システムにおける支払基金との「受付領域」の共同利用については、6 年 4 月から稼働しているところです。第二段階としての「審査領域」の共同利用に向けた開発については、国保中央会と支払基金との間で、医療 DX の取組や開発財源の確保等の課題について継続的に協議され、

7年9月12日に厚生労働省、国保中央会、支払基金の三者において、「審査支払システムの共同開発の基本方針」が取りまとめられました。基本方針では、国保中央会・国保連合会と支払基金は、保守運用費の低減を図りつつ、審査支払業務を整合的かつ効率的に機能させるため、両機関が連携して共通のクラウドサービスを設計・活用し、当面は、レセプト電算処理システムの共通機能から共同開発・共同利用を行うこととされており、開発に当たっては、柔軟で効率的な新しい技術を用いる「システムのモダン化」や技術革新等を踏まえた最適なAIの活用が求められていることから、デジタル庁の協力を得て進めて参ります。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組でございます。マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求を可能とする予防接種事務のデジタル化については、8年度から自治体において実施できるようシステム基盤の整備を進めていますが、厚生労働省は、デジタル化の前提となる自治体の健康管理システムの標準化の取組状況等を踏まえて、全国稼働を10年度以降としています。本会においては、府内市町村が順次デジタル化を開始する場合に備えて、市町村との支払委託契約事務やシステム開発等の準備を進めて参ります。

次に、(3) 母子保健事務のデジタル化の取組でございます。国において、住民の利便性の向上、自治体・医療機関の事務負担の軽減や母子保健情報の利活用等を目指した母子保健事務のデジタル化が進められており、この一環として、妊産婦健診などの費用の請求支払業務について、市町村事務の効率化の観点から、市町村が国保連合会に委託できるよう母子保健法が改正され、子ども家庭庁からの依頼に基づき、国保中央会が集合契約・費用請求システムの開発に取り組むこととされています。本会においても、国保中央会と連携し、必要な取組を進めて参ります。

次に、(4) 保健事業の推進に関する取組でございます。8年度は、第3期データヘルス計画中間評価年度であり、保健事業支援・評価委員会や研修会等により、各保険者の中間評価業務が円滑に実施できるよう支援して参ります。各保険者や市町村における個別保健事業の取組推進に当たっては、効率的な事業実施への支援として、引き続き、国保データベースシステムを活用した事業対象者抽出や事業評価に関する支援を行って参ります。広報活動支援については、保険者インセンティブの活用を含めて、その充実を図って参ります。

次に、(5) ITの最適化の取組でございます。本会においては、国保総合システムをはじめ、特定健診等データ管理システムなど全国標準システムのほか、これらのシステムと連携した複数の独自システムを導入して効率的な業務運営を行って参ります。8年度においても引き続き、統括管理部署においてIT統制を行うとともに、独自システムの更改に当たっては、経費削減に向けて保守運用費の検証を行い、クラウド化や機能要件の整理等によるシステムの最適化に取り組んで参ります。また、クラウド化によりデータセンターに設置しているサーバ機器等が減少することから、機器構成を見直し、データセンターに係る経費の削減に努

めて参ります。

最後に、(6) 各種研修会の実施でございます。8年度に予定している研修会等につきましては、22 頁に記載のとおりでございます。保険者の皆様に効果的で参加しやすいものとなるよう、努めて参ります。

16 頁をお開き願います。8年度個別取組でございます。16 頁から 21 頁にかけて、111 項目に上る取組を掲げております。時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組みつきましても、着実な進捗に努めて参ります。事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第 1 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認をいただきましたので、議第 1 号については次の総会に付議をいたします。

続きまして、議第 2 号「令和 8 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 12 号「令和 8 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までは、いずれも予算に関連する議案であることから、これを一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 23 頁をお開き願います。議第 2 号令和 8 年度国保連合会負担金の賦課について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

1 枚おめくりいただき、8 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、27 頁「議第 3 号令和 8 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 175 頁「議第 12 号令和 8 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算について、それぞれ別紙のとおり、総会に提出するものでございます。なお、議第 3 号から議第 12 号までは、183 頁の「令和 8 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

183 頁をお開き願います。はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。本会の予算は、一般会計と 9 つの特別会計に区分して調製しており、うち 6 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。8 年度予算の概要については、「業務勘定」「支払勘定」「一般会計及びその他の特別会計」に区分してご説明します。

次に、「2 予防接種事務のデジタル化に関する対応」についてご説明いたします。

一つ目のマルのとおり、改正予防接種法が令和 8 年 6 月 1 日から施行され、新たに市町村長及び都道府県知事が定期の予防接種等の実施事務等の費用の支払に関する事務等を国保連合会に委託することができるようになります。

二つ目と三つ目のマルのとおり、国保連合会が行う予防接種法関係業務等に係る経理について、その他の特別会計と区分して整理する必要があるため、予防接種法関係業務等特別会計を新設し、業務勘定及び予防接種委託料支払勘定に区分します。業務勘定では、予防接種事務のデジタル化に対応するためのシステム開発等の準備に要する費用等を計上し、予防接種委託料支払勘定では、8 年度において、予防接種事務のデジタル化を実施する府内の市町村がないため、費目設定のみとします。予防接種事務のデジタル化に関連する規約や規程の一部改正につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

184 頁をお開き願います。「3 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 2 億 5,755 万 8 千円減の 21 億 9,284 万 6 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、福祉医療審査支払手数料の単価改定に伴い手数料は減となっております。繰入金については、事務所縮小工事完了等による減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。また、諸収入その他についても、電算機器更改整備負担金の単価改定に伴い負担金が減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、減価償却引当資産及び財政調整基金積立資産への積立金が減となっております。

185 頁をご覧ください。「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 2,422 万円減の 4 億 3,275 万 7 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い介護給付費等審査支払手数料が増となる一方で、繰入金では、介護保険審査支払等システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、財政調整基金積立資産及び ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、介護保険審査支払等システム更改完了等に伴いシステム開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。また、積立金では、介護情報基盤の整備に備えた減価償却引当資産への積立金が増となる一方で、財政調整基金積立資産及び ICT 等積立資産への積立金が減少しております。

186 頁をお開き願います。「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 330 万 8 千円増の 1 億 4,300 万 5 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い障害介護給付費及び障害児給付費等審査支払手数料が増となっております。繰入金については、介護保険事業関係業務特別会計と同様に、障害者総合支援給付審査支払等システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、財政調整基金積立資産及び ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改完了等に伴いシステム開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。

187 頁をご覧ください。「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 1 億 9,020 万 2 千円減の 13 億 5,159 万 8 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、繰入金については、後期高齢者医療請求支払システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金の減に加えて、事務所縮小工事完了等による財政調整基金積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。また、諸収入その他については、電算機器更改整備負担金の単価改定に伴い負担金が減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、後期高齢者医療請求支払システム等の更改完了等に伴い開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。積立金では、減価償却引当資産及び財政調整基金積立資産への積立金が増となる一方で、ICT 等積立資産への積立金が増しております。

188 頁をお開き願います。「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 2,796 万 7 千円減の 6,652 万 3 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、特定健診等データ管理システムの開発負担金等に充当した減価償却引当資産からの繰入金の減に加えて、特定健診等データ管理システム更改完了に伴うシステム導入作業経費積立資産からの繰入金も減となっております。

また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、特定健診等データ管理システム更改完了等に伴い開発・改修経費及び機器保守・運用管理費が減額となっております。一般管理費その他では、特定健診等データ管理システム更改完了に伴い開発負担金が増となる一方で、特定健診等データ管理システム運用負担金が増額となっております。

189 頁をご覧ください。最後に、「(6) 予防接種法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、913 万 8 千円となっております。歳入、歳出の主な内訳は、国庫補助金を財源として、予防接種事務のデジタル化に対応するためのシステム開発・改修経費を計上しております。

190 頁をお開き願います。引き続きまして、「4 支払勘定の予算案」における「(1) 予算

案の見込み方」でございます。予防接種法関係業務等特別会計を除く支払勘定において、7年9月までの支払実績額を基に算定した7年度支払見込額に、支払額の過去3箇年の対前年度伸び率のうち最も高い伸び率に0.1を加算した率を乗じて8年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧いただきまして、この頁の「① 診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑥ 予防接種法関係業務等特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

192頁をお開き願います。「5 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、定年退職者1名、自己都合退職者3名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルの高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入額を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計は、7年12月までの対前年度増減率を7年度予算額に乗じて8年度予算額を見積もっております。

なお、一般会計及びその他特別会計の歳入歳出予算額等は、表の①及び②に記載のとおりでございます。

次の193頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

194頁をお開き願います。「7 積立資産等の状況」でございます。8年2月1日現在の7年度末及び8年度末の残高見込を積立資産ごとに取りまとめております。

196頁をお開き願います。「8 手数料及び負担金一覧」でございます。8年度に改定する主な項目といたしましては、福祉医療審査支払手数料を8年度から10年度までの収支見通しに基づき、引下げるほか、電算機器更改整備負担金をシステム開発等に必要な積立額の試算に基づき引下げしております。

最後に、201頁と202頁は職員給与費明細書でございます。8年度の職員数は前年度と同数の107名としております。令和8年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第2号から議第12号までにつきましては、原案の

とお承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認をいただきましたので、議第2号から議第12号までについては次の総会に付議をいたします。

続きまして、議第13号「国保連合会規約の一部改正」から議第27号「国保連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正」までは、規約、規則、規程の改正又は制定による議案でありますため、一括して事務局の説明を求め、関連する議案ごとに、質問及び採決を行います。よろしくお願いいたします。

(事務局：総務部企画担当部長)

議第13号 国保連合会規約の一部改正から、議第27号 国保連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正について、ご説明します。本議案は、議案書の203頁から287頁に掲載しておりますが、説明は、289頁の議案説明資料を用いて、説明させていただきます。289頁をお開き願います。

はじめに、議第13号 国保連合会規約の一部改正、議第14号 財務規則の一部改正、議第15号 予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定、議第16号 電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正、議第17号 減価償却引当資産管理運用規程の一部改正、議第18号 財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正及び、議第19号 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正でございます。

これらは、令和4年の改正予防接種法に基づく予防接種事務のデジタル化に伴い、8年6月から接種歴情報等のデータベース化やその利活用が開始されるに当たり、市町村との支払事務委託契約に基づき、医療機関から請求された予防接種委託料の支払業務等を実施するため、規約において当該業務等を本会が行う業務に規定するとともに、予防接種法関係業務等特別会計を新設し、新たに経理規則を制定しようとするものです。

二つ目のマルに参りまして、併せて、予防接種委託料の支払業務等の実施に当たって、システム開発費等を積み立てる必要があるため、各積立資産及び引当資産の管理運用規程に予防接種法関係業務等特別会計を追加するものです。

290頁に参りまして、議第20号 国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正でございます。この改正は、8年度からの手数料等の改定に当たり、レセプトオンライン請求システ

ム手数料及び国保総合システム等機能強化手数料を国保審査支払手数料に統合するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、議第 21 号 国保連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正でございます。この改正は、従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降、新たに発行されなくなり、7 年 12 月 2 日からはマイナ保険証又は資格確認証を医療機関等で提示するとされたことから、本会の共同電算処理業務のうち、被保険者証（健康保険証）の作成業務を廃止するため、所要の改正を行うものです。

次に、議第 22 号 国保連合会介護給付費審査支払規則の一部改正でございます。この改正は、国保連合会が審査支払業務を行っている介護給付費等を規定する厚生省令が、「介護給付及び公費負担医療に関する費用等の請求に関する命令」に改称されたことに伴い、規定整備を行うものでございます。

291 頁に参りまして、議第 23 号 国保連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部改正及び、議第 24 号 国保連合会障害者総合支援事務共同処理業務規則の一部改正でございます。議第 23 号は、国保連合会が審査支払業務を行っている障害介護給付費等を規定する厚生労働省令が、「介護給付費等の請求に関する命令」及び「障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令」に改称されたことに伴い、規定整備を行うものです。

二つ目のマルに参りまして、現在、議第 23 号の障害介護給付費等審査支払規則に基づき行っている審査支払業務のうち、特例介護給付費等及び特例障害児給付費等については、市町村が任意で行う事業であることから、市町村の任意事業等に関する業務を規定する議第 24 号の障害者総合支援事務共同処理業務規則にこれらの給付費等に関する業務の規定を移管し、併せて、同規則名を「障害者総合支援市町村事務共同処理業務規則」に改称するなどの所要の改正を行うものでございます。

292 頁に参りまして、議第 25 号 国保連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正及び、議第 26 号 国保連合会国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程の一部改正でございます。この改正は、国民健康保険診療報酬審査委員会の委員報酬について、平成 16 年 4 月に現行の報酬額に改定した以降、据え置いてきましたが、昨今の京都府人事委員会勧告の状況を踏まえ、下表のとおり、審査委員会の区分や役職に応じた報酬日額から、基本報酬日額を 24,000 円としたうえで、役職に応じた月額報酬を支給するよう改定するものです。

下段、二つ目のマルに参りまして、国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の委員報酬額について、診療報酬審査委員会の委員報酬額との均衡を図るため、下表のとおり、同様の改定を行おうとするものでございます。

293 頁に参りまして、最後に、議第 27 号 国保連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正でございます。この改正は、本会が保険者等から委任を受けて行う第三者行

為求償事務における個人賠償責任保険の取扱範囲について、「自転車を起因とした交通事故」に限っていたものを個人賠償責任保険が適用される全てに拡大するため、所要の改正を行うものです。

二つ目のマルに参りまして、併せて、8年度からの手数料等の改定に当たって、手数料の請求やその他の規定の整理について、所要の改正を行うものでございます。議第13号 国保連合会規約の一部改正から、議第27号 国保連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規の一部改正についての説明は、以上のとおりです

(議 長)

ありがとうございました。それでは、議第13号「国保連合会規約の一部改正」、議第14号「国保連合会財務規則の一部改正」、議第15号「国保連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定」、議第16号「国保連合会電算処理システム導入経費積立資産管理運用規程の一部改正」、議第17号「国保連合会減価償却引当資産管理運用規程の一部改正」、議第18号「国保連合会財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正」、議第19号「国保連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正」の説明につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第13号から議第19号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第13号につきましては次の総会に付議し、議第14号から議第19号については原案のとおり承認いたします。

続きましては、議第20号「国保連合会診療報酬審査支払規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第20号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 20 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 21 号「国保連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第 21 号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 21 号については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議第 22 号「国保連合会介護給付費審査支払規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、議第 22 号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 22 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 23 号「国保連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部改正」及び議第 24 号「国保連合会障害者総合支援事務共同処理業務規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、議第 23 号及び議第 24 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 23 号及び議第 24 号につきましては原

案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 25 号「国保連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正」及び議第 26 号「国保連合会国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第 25 号及び議第 26 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 25 号及び議第 26 号については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議第 27 号「国保連合会第三者行為損害賠償求償事務処理規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第 27 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 27 号については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議第 28 号「国保連合会理事長表彰の選考決定」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議案書の 295 頁をお開きいただきまして、議第 28 号 国保連合会理事長表彰の選考決定についてご説明いたします。理事長表彰被表彰者の決定は、国保連合会表彰規程第 3 条第 1 項に基づき、関係団体の推薦により理事会において選考決定を行うものでございます。

297 頁をお開きいただきまして、関係団体から同規程第 2 条の第 1 号から第 7 号に該当する方をご推薦いただいております。

299 頁をお開き願います。この度の選考決定に当たりましては、保険者、病院組合、審査

委員会等の 19 団体から各号該当の 95 名をご推薦いただいております。なお、300 頁以降に被表彰候補者名簿を添付しております。

また、本来でございますと、通常総会に合わせて表彰式典を催すべきところ、総会を参集及びWeb会議方式とするため、昨年同様、被表彰者の皆様方への表彰状及び記念品の伝達は事務局から行いますことをご了承いただきますよう、お願いいたします。理事長表彰の選考決定についての説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、議第 28 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 28 号については原案のとおり承認いたします。本来であれば、総会の席で表彰すべきところでございますが、総会を参集及びWebのハイブリッド開催とする予定であることから、表彰状及び記念品を事務局の方から伝達することについて、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 29 号「国保連合会事務局長の任免同意」を議題とし、本件につきましては、事務局長の任免に関する議案となりますので、三宅副理事長から説明願います。

(事務局：三宅副理事長兼常務理事)

議案書の 305 頁をお開きいただきまして、議第 29 号 国保連合会事務局長の任免同意について、ご説明いたします。本会事務局長につきましては、国保連合会規約第 32 条第 2 項に基づき、理事会の同意を得て、理事長が任免することとなっております。

つきましては、現事務局長の寺垣紅美の令和 8 年 3 月 31 日付けでの退職を承認し、後任として、小馬譲二を同年 4 月 1 日付けで事務局長に任命しようとするものでございます。小馬につきましては、略歴に記載のとおり、令和 5 年度から審査部担当部長として、本会のシステムの統括管理を担い、7 年度からは総務部企画担当部長として、本会の経営企画や人材育成に取り組んでおり、人柄、実績ともに事務局長にふさわしい人物であることから、事務局長に任命することについて、ご同意いただきますようお願いいたします。国保連合会事務局長の任免同意についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご意見もないようでございますので、議第 29 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、ここで、新しく事務局長に就任をします小馬部長から一言ご挨拶を願います。

(小馬部長)

総務部企画担当部長の小馬でございます。理事の皆さま方には、事務局長の任命にご同意いただき誠にありがとうございます。改めて責任の重さを感じているところでございます。国保連合会の基幹業務である診療報酬や介護給付費等の審査支払業務の正確・確実な実施はもとより、今後、更に求められるシステムの効率化やコストを踏まえた最適化、また、介護情報基盤や予防接種事務のデジタル化に関する業務の受託に取り組みますとともに、皆さま方、保険者の信託に応えられる組織、職員の集団となれるよう努めて参りたいと考えております。私自身、大変微力ではございますが、精いっぱい努力いたしますので、今後とも、ご指導、ご支援賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(議 長)

ありがとうございました。国保連合会の運営につきまして、全力で取り組んでいただきますよう、お願いいたします。次に、令和 4 年度から 4 年間、事務局長を務められた寺垣事務局長からご挨拶願います。

(寺垣事務局長)

事務局長の寺垣でございます。ごあいさつの機会をいただき、ありがとうございます。この度、3 月末日をもって退職することになりました。事務局長就任から、4 年という期間でございましたが、様々な経験をさせていただきました。至らない点多々あったかもしれませんが、事務局長の職務を終えることができますのも、理事の皆様や保険者の皆様のお力添えと、本会職員の協力のおかげであり、この場をお借りして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。8 年度の事業計画でも申し上げたとおり、国保連合会は、審査支払業務以外にも様々な分野で保険者の業務支援を行ってまいります。小馬新事務局長

を筆頭に、総力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございました。寺垣事務局長には国保連合会の発展にご尽力いただきましたことに心よりお礼申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈りいたしております。

続きまして、議第 30 号「国保連合会通常総会の開催」を議題といたします。議案書 307 頁になりますが、本件につきましては、事務局の説明を省略し、通常総会を 2 月 26 日午後 1 時 30 分から、この理事会と同様にハイブリッド方式で開催することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認めましてさよう決めます。議決事項は以上でございます。

続きまして、事務局から報告を聴取いたします。

(事務局：総務部企画担当部長)

議案書の 309 頁をお開きいただきまして、本件は、監査法人による外部監査の結果報告を受けて理事長が講じた措置の内容について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、理事長から通知を受けた監事からの理事会への報告となります。今回の監査においては、診療報酬審査業務において規則に準拠した適切な業務手順で行われているかの観点で実施されたものであり、具体的な業務手順を示す業務工程マニュアルの改訂に際して、ミスを防止するために、すべての職員が記載可能な見直し管理表を設置するなどのアドバイスを受けたことから、適切に措置を講じることとしたものでございます。外部監査結果報告についての説明は、以上のとおりです。

(事務局長)

お手元に配布しております「国保総合システムの今後の開発について」と題した資料と参考資料に基づき、同システムの取組状況についてご説明します。

まず、参考資料と題した方の資料の 2 頁をお開きください。国保総合システムの全体像で

ございます。中央に太枠で囲まれた国保総合システムは、右側のマルに記載のとおり、審査支払系と保険者共同処理系で構成されており、今からご説明するのは、審査支払系のレセプト電算処理システムと画面審査システムの審査領域といわれる部分についてでございます。

それでは、本体資料の1頁をお開き願います。これまでの経緯でございますが、国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保中央会・国保連合会と支払基金のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、これまでシステム開発等の取組を進めています。必要なシステム開発は二段階に分けて実施するとしており、第一段階の対応として、国保総合システムのクラウドへの移行や、支払基金システムと「受付領域」を共同利用するためのシステム開発に取り組み、新システムは、令和6年度から順調に稼働しています。

しかしながら、この第一段階の取組のうち、クラウド移行においては開発期間が限られている中でシステム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくこととしたことから、クラウドサービスを十分活用するなどシステムを最適化するまでには至らず、このため、国庫補助を受け、保守・運用費の縮減を図るためのシステムの最適化に取り組んでいるところでございます。

また、第二段階の取組として、「審査領域」についての支払基金との共同開発・共同利用に向けた対応を進めてきたところですが、医療DXの取組やAI等の技術の急速な進歩等、策定時からの状況の変化も踏まえ、令和7年9月、厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者で基本方針を定め、これに基づき、「審査領域」について共同利用機能を共同開発することとしています。

3頁をお開き願います。基本方針のポイントとしては、1、システムのモダン化を着実に進め、保守運用費の低減を進めること、2、審査領域においては、両機関が協力して共通のクラウドサービスを設計・活用し、レセプト電算処理共通機能から共同開発・共同利用を開始する、3、将来的にはAIの活用、審査画面、コンピュータチェックなど業務機能の共同開発・共同利用の範囲拡大を目指し、継続して取り組んでいくとしています。

続いて、4頁、5頁には具体的な開発内容を記載しておりますが、参考資料の4頁から7頁に用語の解説を記載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

6頁をご覧くださいまして、開発にかかる経費の内訳を記載しています。審査領域本体の開発に204億円、審査領域共同利用に伴い必要となるコストが77億円、AI開発に要するコストとして10億円で非常に粗い概算で総額291億円と試算されています。

7頁をお開きいただき、大変高額な経費を必要とする開発でございますが、中長期的な観点で見ますと、物価上昇分を除き、年間約33億円のランニングコストの縮減が見込まれることや、AIの活用により審査業務の効率化や質の向上が図れるなど開発のメリットが考えられます。費用の財源については保険者にご負担いただく審査支払手数料や積立資産で賄う

こととなりますが、審査支払システムの共同開発・共同利用については厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」の議論に伴うものであり、全国の国保連合会と国保中央会が一体となって、引き続き国庫補助の確保に努めて参ります。

なお、具体的なシステム開発負担金の支払いに当たっては、減価償却引当資産や ICT を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産を最大限活用して参ります。

8 頁をご覧ください。今後の開発スケジュールでございます。現在、国保中央会と全国の国保連合会で協議を行い、審査領域であるレセプト電算処理システムと画面審査システムの機能整理に関する方針が確定したところであり、令和 8 年度前半に要件定義を策定し、令和 9 年度前半に設計・開発に着手し、令和 13 年 1 月を新システム稼働予定としています。長期にわたるシステム開発計画ではございますが、支払基金と国保連合会の整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、基本方針に沿って取り組んで参りますので引き続きご理解とご協力をお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめたいと思います。この際ですので、他に皆様から何かございませんか。ご質問等のある方は挙手をお願いします。いかがでございますでしょうか。

<挙手なし>

(議 長)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。